

令和2年11月17日

保護者各位

愛媛県立西条高等学校  
校長 白木 俊一

### 新型コロナウイルス感染症の予防について（お願い）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。また、平素から本校の教育活動にご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、本校では、新型コロナウイルスの感染予防策に取り組みながら教育活動を行っているところですが、今後の季節性インフルエンザの流行期に備えて、愛媛県では11月16日（月）から、発熱患者等に対する外来受診・検査体制へと移行します。

保護者の皆様におかれましても、各家庭において発熱等の風邪症状が発生した場合は、定められた手順に従って適切に医療機関を受診いただきますとともに、下記の事項にご留意くださいますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1 日常の健康状態の把握

- お子様の毎朝の検温、健康状態をご確認ください。
- ご家族についても、毎日の健康状態の把握をお願いします。

#### 2 学校へ連絡

○**次の場合は、必ず学校へ連絡の上、ご家庭での休養等をお願いします。**

##### （1）風邪症状等がみられ、医療機関（診療・検査機関）を受診する場合

- ・風邪症状等とは、発熱、咳、のどの痛み、鼻水、息苦しさ、だるさ、頭痛、下痢等の症状、におい・味がしない等平常と異なる場合
- ・受診の際は以下の点に留意
  - ① 「かかりつけ医」等に前もって電話で相談し、その指示に従って受診してください。（事前の連絡なしで直接、医療機関を受診しない）
  - ② 「かかりつけ医」が対応できない、あるいは「かかりつけ医」がない場合は、「受診相談センター」に電話し、最寄りの「診療・検査機関」の紹介を受けて、当該機関へ電話の上受診する等の対応をお願いします。

##### （2）抗原検査で陽性になった場合、医師等の判断でPCR検査が実施されることになった場合

- ・PCR検査が実施された場合は、結果が判明次第、改めて連絡をお願いします。
- ・同居のご家族の場合も同様に連絡をお願いします。なお、同居のご家族等の感染が判明した場合、お子様は原則濃厚接触者となります。お子様が登校していた場合は、下校していただくこととなりますのでご理解をお願いします。

##### （3）お子様の感染が判明した場合、または濃厚接触者と認定された場合

##### （4）同居のご家族等の感染が判明した場合、または濃厚接触者と認定された場合

#### 3 感染症の予防

- 十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事を心がけましょう。
- 手洗いと換気が極めて有効です。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前、トイレ後、咳やくしゃみ、鼻をかんだ後などにこまめに流水と石けんで手を洗ってください。また、ご家庭でも定期的な換気に努めてください。
- 咳などの症状がある方は咳エチケットを行ってください。
- 人と接するときや外出する際は、3密の回避に努めてください。